

## 2-3 森林の管理・活用等に係る諸制度

### ■森林経営管理制度

森林経営管理制度とは、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理をする制度です。

#### <こんな方にオススメ>

所有者	地域	市町村
森林を誰かに管理してほしい方	—	所有者による管理が困難な森林を施業しなければいけない市町村

#### <根拠となる法令> 森林経営管理法

#### <制度活用のメリット>

当該制度を活用することで、以下のメリットがあります。

(市町村)

- 地域の森林所有者の所在や意向を確認することにより、行政上必要な基本情報を整理できる。
- 林業経営が可能であるにもかかわらず、経営管理されずに放置されていた森林が経済ベースで活用され、地域経済の活性化に寄与。
- 間伐手遅れ林の解消や伐採後の再生林が促進され、土砂災害等の発生リスクが低減し、地域住民の安全・安心に寄与。

(森林所有者)

- 市町村が介在してくれることにより、長期的に安心して所有森林を任せられる。
- 林業経営者が、所有森林の経営管理を行うことにより、所有森林の適正な森林環境の維持管理が期待できる。

(地域の林業経営者)

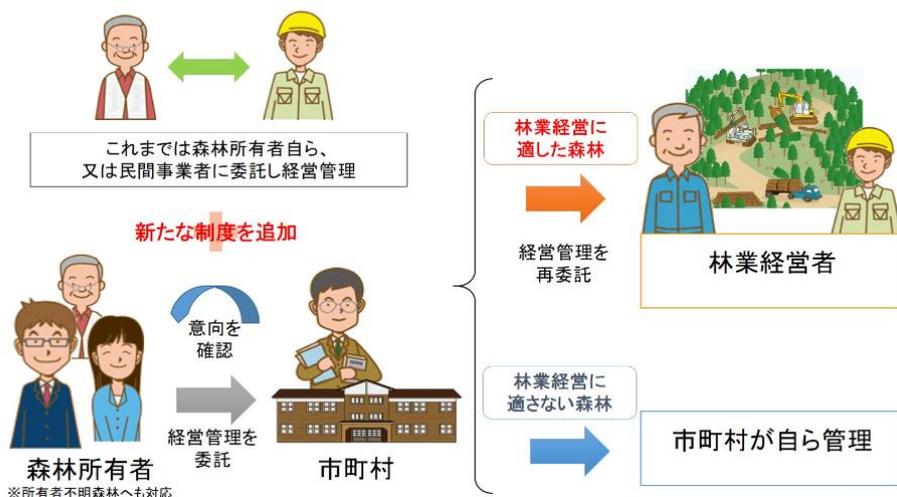
- 多数の所有者と長期かつ一括した契約が可能となり、経営規模や雇用の安定・拡大につながる。
- これまで手がつけられなかった所有者不明森林も整備が出来るようになり、間伐等の施業や路網の整備が効率的に実施できる。

#### <制度の活用フロー>

以下の手順に基づき、事業を実施します。

- ①市町村が森林所有者の意向を確認
- ②市町村への経営管理の委託を希望する場合、市町村が経営管理権を設定
- ③林業経営に向かない森林は市町村が管理し、林業経営に向いている森林は市町村が林業経営者に任せる

経営管理が行われていない森林について  
市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ仕組みを構築



資料：林野庁「森林経営管理法（森林経営管理制度）について」（令和2年4月）

### 『森林経営計画制度』

森林経営計画制度とは、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について5年を1期とする計画を作成し、市町村長等の認定を受ける制度です。一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

認定を受けた計画に基づいて行われる森林施業に対しては、税金や補助金などの優遇措置を受けることもできます。

県内では、82件（他、農林水産大臣認定または知事認定の件数は64件）、約24,400haで計画が策定されています。

## ■森林・山村多面的機能発揮対策交付金

森林・山村多面的機能発揮対策交付金は、地域住民が森林所有者、地域外関係者等と協力して実施する森林の保全管理や山村地域の活性化に資する取組を促進するため、国が該当する取組に対し、補助を行う制度です。

### <こんな方にオススメ>

所有者	地域	市町村
—	森林や里山の管理に取り組みたい地域	—

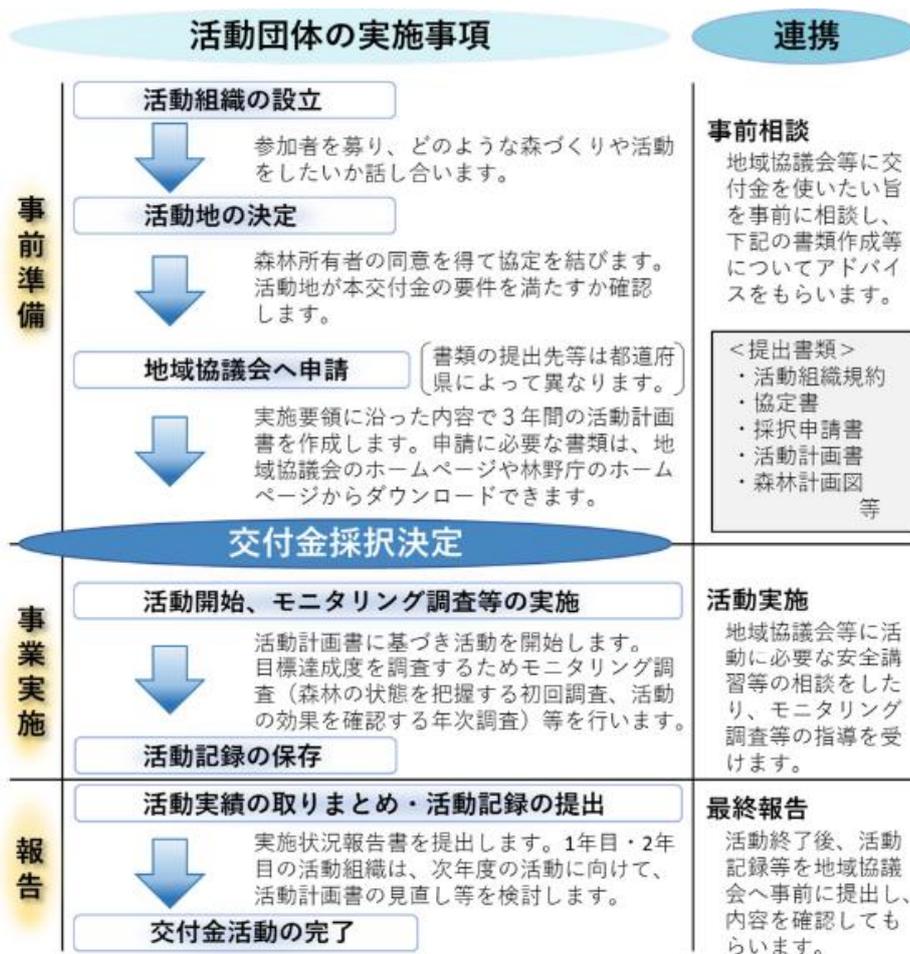
### <制度活用のメリット>

当該制度を活用することで、以下のメリットがあります。

- 里山林の保全管理や資源の利活用に関する活動の一部に、交付金を充てることができます。
- 里山林の保全管理や資源の利活用を促進することが期待されます。

### <制度の活用フロー>

以下の手順に基づき、交付を行います。



資料：林野庁「令和5年度「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」のご紹介」

### <事業の対象者・対象森林等>

以下に示す活動組織を設立する必要があります。

構成員	: 活動組織の構成員は、地域住民、森林所有者等地域の実情に応じた方（3名以上）で構成してください。地域の自治会、NPO 法人等が単独で実施、又は1構成員となることも可能です。なお、活動組織としての規約の作成や区分経理が必要となります。
対象森林	: 本交付金の対象となる森林は、活動を行う時点において、森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林です。
活動区域	: 地域住民、森林所有者等による里山林の保全、利用を支援することが本事業の目的であり、原則として活動組織の事務所は、対象森林と同一都道府県内にある必要があります。
活動計画書	: 活動組織名、所在地、取組の背景及び概要、3年間の活動計画（原則として過去に策定した活動計画書に位置付けられていない森林とする。）、年度別の取組内容、計画図、委託内容等を記載した計画書を作成する必要があります。

### <対象活動と支援内容>

以下に示す活動が対象となります。

サイドメニューはメインメニューと組み合わせて実施します。

1 活動組織当たり、年度ごとに 500 万円（国からの交付額）を上限として支援（同じ場所では最大 3 年間支援）します。

種類	活動内容	助成額
活動推進費	現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等（初年度のみ）	112,500 円（上限）
地域環境保全タイプ 【里山林保全】 （メインメニュー）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雑草木の刈払い、集積、処理、落ち葉掻き</li> <li>● 歩道や作業道の作設、改修</li> <li>● 地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去</li> <li>● 緩衝帯や防火帯作設のための樹木の伐採、搬出</li> <li>● 風倒木や枯損木の除去、集積、処理</li> <li>● 土留め、鳥獣害防止柵等の設置</li> </ul> これらの活動に必要な森林調査や見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等	120,000 円/ha（初年度） 115,000 円/ha（2年目） 110,000 円/ha（3年目）
地域環境保全タイプ 【侵入竹除去、竹林整備】 （メインメニュー）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 竹や雑草木の伐採、搬出、処理及び利用</li> </ul> これらの活動に必要な森林調査や見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等	285,000 円/ha（初年度） 265,000 円/ha（2年目） 245,000 円/ha（3年目）

種類	活動内容	助成額
森林資源利用タイプ (メインメニュー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雑草木の刈払い、集積、処理、落ち葉掻き</li> <li>● 歩道や作業道の作設、改修</li> <li>● 木質バイオマス、炭焼き、しいたけ原木、伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採、搬出、加工</li> <li>● 特用林産物の植付、播種、施肥、採集</li> </ul> <p>これらの活動に必要な森林調査や見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険など</p>	<p>120,000 円/ha (初年度)</p> <p>115,000 円/ha (2年目)</p> <p>110,000 円/ha (3年目)</p>
森林機能強化タイプ (サイドメニュー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩道や作業道等の作設、改修</li> <li>● 鳥獣害防止柵の設置、補修</li> </ul> <p>これらの実施前後に必要な森林調査や見回り</p>	800 円/m (最大)
関係人口創出・維持タイプ (サイドメニュー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域外関係者との活動内容の調整</li> <li>● 地域外関係者受入のための環境整備</li> </ul> <p>これらの活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険等</p>	50,000 円/年 (最大)
資機材・施設の設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 活動を実施するために必要な機材及び資材の購入・設置</li> </ul>	購入額の 1/2 以内 又は 1/3 以内 賃借料の 1/3 以内

### ■ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の事例

▶ 事例紹介 P. 2-35 国指定特別天然記念物の原始林を地域団体が管理する取組

## 『混交林誘導整備』

- ・奈良県では、森林の多面的な機能を「森林資源生産機能」「防災機能」「生物多様性保全機能」「レクリエーション機能」の4つに区分（森林の4機能）しています。
- ・また、森林の4機能の高度発揮を目的として県内の森林を「恒続林」「適正人工林」「自然林」「天然林」の4つに区分し（目指すべき森林）、いずれかに誘導します。

<p><b>(1)恒続林</b> 地域の特性に応じた種類の樹木が異なる樹齢及び高さの状態で存在し、適時かつ適切な方法による保育及び択伐による継続的な木材生産により環境が維持される森林</p> 	<p><b>(2)適正人工林</b> スギ、ヒノキなどが同程度の樹齢及び高さの状態で存在し、適時かつ適切な方法による保育により環境が維持される森林であって、木材生産を主目的とするもの</p> 	<p><b>(3)自然林</b> スギ、ヒノキと地域の特性に応じた種類の樹木が混交する森林であって、自然の遷移により環境が維持されるもの</p> 	<p><b>(4)天然林</b> 地域の特性に応じた種類の樹木が自然に生成することにより環境が維持される森林</p> 
---	---	--	--

- ・特に県民が生活していく上で安全・安心の確保に努めるべき区域を「森林防災力強化区域」とし、施業放置された人工林を混交林（恒続林・自然林）へ誘導します。



資料：奈良県森林環境課